

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第410号)

平成17年9月30日

横情審答申第410号

平成17年9月30日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成15年11月12日道都土第115号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「港北ニュータウン第二地区の設計協議図書（区画道路について）平成4  
年度分及び港北ニュータウン第二地区の設計協議図書（区画道路について）  
平成5年度分」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「港北ニュータウン第二地区の設計協議図書（区画道路について）平成4年度分及び港北ニュータウン第二地区の設計協議図書（区画道路について）平成5年度分」を不存在として非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「港北ニュータウン第二地区の設計協議図書（区画道路について）平成4年度分及び港北ニュータウン第二地区の設計協議図書（区画道路について）平成5年度分」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成15年8月25日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 港北ニュータウン事業は、住宅・都市整備公団（当時。現在は、独立行政法人都市再生機構。以下「公団」という。）施行による土地区画整理事業で、本件請求の対象である港北ニュータウン第二地区内の区画道路の設計協議は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「宅造法」という。）に基づき地区全体で協議がなされるものであり、平成4年度及び平成5年度に公団と横浜市の間では道路設計協議は行われていないことから、本件申立文書は存在しない。
- (2) 平成4年度分について全部を非開示とした理由として、「保存年限（10年）を経過し廃棄済みであり、保有していないため」と記載したが、この内容に誤りがあったため、「当該開示請求に係る行政文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため」と訂正する。

なお、異議申立人（以下「申立人」という。）が異議申立書の中で述べている、平成14年度の請求については、平成15年2月27日に「港北ニュータウン第二地区 道路工事設計協議関係図書（平成3年度、平成4年度完結分）」という請求があり、歩行

者専用道路については平成4年度分について個別に設計協議が行われた文書は存在したが、区画道路については、平成4年度に設計協議は行われていないため、文書は存在せず、歩行者専用道路についてのみ開示の決定をしている。

#### 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 実施機関は、平成4年度分（区画道路）の非開示理由について「保存年限（10年）を超過し廃棄済みであり、保有していないため」と説明しているが、平成4年度分については平成14年度（保存年限内）から請求を行っているが、そのとき開示されたのは歩行者専用道路のみであり区画道路は開示されていない。従って、再度改めて「区画道路」と指定して今回、請求したものである。よって、「保存年限の経過」という不存在理由は当たらない。
- (3) 平成5年度分（区画道路）の非開示理由については、何故取得も作成もしていないのか説明がない（ちなみに、第二地区の道路が全て完成したのは平成9年に入ってからである。）。
- (4) 申立人には作成も取得も保有もしていないという理由がよく分からない。そもそも着工届の提出は、平成9年3月まで続き、道路の設計変更届は少なくとも平成9年3月24日（NT事務所閉鎖 9年3月31日）まで延々と提出され続けているのである。その中で、「平成3年以降は設計協議は一度も行われなかった」とは信じ難いのである。申立人は、平成3年以降も区画道路の設計協議はあった筈だと考える。
- (5) 港北NTでは地権者の合意を得るまでは具体的な宅地の位置（換地）が決定しないので、とりあえず申請図書（全体協議52規1134パートⅡ）を提出し、あとで正確な換地の位置、面積が確定してから、着工届（実質的な変更届）を提出してその図面に基づいて造成するという方法がとられて来た。実際にも「換地計画の確定により画地割りが全て変わった」のであり、これはNT全域の全ての工区にあてはまるのである。ところで、区画整理事業においては、区画道路というものは、宅造計画（区画割り）が確定してはじめて、道路位置、路面高さ、幅員、擁壁の要・不要、排水経路等が決まるという宿命を有している。
- (6) 本来ならば、平成3年以後も区画道路の設計協議が行われていたことを「道路関係図書」で証明すべきであるが、道路関係は検査済書、台帳、設計協議台帳等全て非開

示であったので、着工届をもって間接的に申立人の主張の根拠を示す。また、着工届のもととなった変更事前審査願の方がよりストレートに証明できるかも知れないが、非開示（今までナイと言われていたものが、大量にまとまって見つかり、「あるものは何でも見せる」と言いつつ、申立人が請求の意志を見せるや否や、期限切れを口実にして来年の文書整理週間はおろか年度末さえ待つことなく、突如廃棄されたのである）であったので、着工届で代用するしかないが、申立人はそれでも間接的には証明しようとする。

- (7) 港北NTにおいては、前述の如く、宅地計画が決まるまでは区画道路の設計はなしえない。港北NTにおいては、「最終形の宅地計画が最初に図面化されたものが着工届の図面（変更事前審査願と同一の図面）」である。着工届が受理されるとそれを実施設計として「宅地・道路・下水」の工事が同時進行した（他にももちろん、詳細設計もあった）。

このように、港北NTでは着工届を認めると言うことは、着工届図面に示された「道路・下水」の設計も認めるということであり、工事が完了すれば①宅造完了確認②道路工事検査③下水道完了検査が実施される。

以上のことから、①着工届の数だけ道路の設計が存在すること②道路と宅造の設計がなされた時期はそう離れていないと言える。

- (8) 着工届を見ると一枚の図面の中に区画道路が30本、40本と存在し、区画を分けているが、その一つ一つに「設計協議番号」がつけられているのである。要するにその番号で設計協議が行われ、「道路工事検査済書」もこの番号で交付されるのである。（従って、着工届の図面さえあれば、どの道路がいつ完成したか容易に知りうるのである。）

- (9) 問題は「平成3年以降区画道路に対して設計協議が行われたか否か」である。それを知る手がかりは着工届である。その件数を見ると、次の如くである。

平成3年度 51件、平成4年度 36件、平成5年度 35件、平成6年度 34件、平成7年度 56件、平成8年度 40件

申立人はもともと区画道路の設計協議と宅造設計協議はほぼ平行して行われ、設計協議の成立後直ちに着工されたケースがほとんどであったと考えている。（NTでは工事が遅れに遅れていたため、地権者の苦情が多い中で、協議成立後着工を一年も待つ理由などどこにもないからである。）従って、申立人は着工の届出と設計協議図書作成との時間差はほとんどないとするものである。

しかしながら、これは直接的な証明ではない以上、安全性を「4年」見ることにした。即ち、「道路設計協議図書が作成されてから4年経って着工届が提出された」と想定した。それでも尚、90件近くの着工届に係る道路について「設計協議図書は平成3年以降に作成された」と考えざるをえないのである。ましてや一つの着工届には各々30～40本の区画道路が背後に存在するのである。ざっと考えても2000本以上になる区画道路のうち、一本すらも設計協議を受けていないなどということがありえるのであろうか。ましてやこれは「4年」もの安全性を見た計算である。

## 5 審査会の判断

### (1) 港北ニュータウン事業について

港北ニュータウン事業は、公団施行による土地区画整理事業で、宅地を整備するための宅地造成工事についても、公団が施行している。

港北ニュータウン第二地区宅地造成工事は、宅造法に基づき、横浜市と公団との間で宅地造成工事に関する協議が成立し、横浜市は、宅地造成工事に関する審査・検査業務を行い、平成9年3月31日にすべての工事が完了している。

### (2) 本件申立文書について

開示請求書では「港北ニュータウン第二地区の設計協議図書（区画道路について平成4年度分、平成5年度分）」として記載されているが、申立人の求める設計協議図書とはどういうものであるのか当該記載のみでは不明であるため、異議申立書及び意見書の記載を考え合わせると、本件申立文書は、平成4年度及び平成5年度において、港北ニュータウン第二地区内の区画道路を公団が整備するに当たり、「横浜北部新都市第一地区、第二地区土地区画整理事業の施行に伴う宅地等の造成工事の協議等に関する事務取扱い要領」（以下「事務取扱い要領」という。）に基づき、横浜市と公団が行った設計に関する協議内容を示す文書であると解することが適当である。

### (3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件請求の対象である港北ニュータウン第二地区内の区画道路の設計協議は、宅造法に基づき地区全体で協議がなされるものであり、平成4年度及び平成5年度には設計協議は行われていないと説明している。

イ 当審査会では、本件申立文書の存否を確認するため、平成17年7月8日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 港北ニュータウン事業において公団が整備する道路の設計協議については、「横浜北部新都市第一地区、第二地区土地区画整理事業の施行に伴う宅地等の造

成工事の協議等に関する協定」（以下「造成協定」という。）の第4条において「道路、擁壁、及び防災措置等の設計は、設計指針、及び標準構造図によるものとし、これによりがたい場合は、公団は、市関係局と協議するものとする。ただし、他の定めがある場合は、その定めによるものとする。」と規定されている。また、事務取扱要領において、造成協定を実施する際の事務取扱上の必要な基準が定められている。

(イ) 道路の設計指針及び標準構造図は、宅造法第11条の規定に基づく協議（以下「宅造協議」という。）（その2）において横浜市と公団の間で協議済みであり、道路の整備は、造成協定第4条により、これらの協議済みである設計指針及び標準構造図によるものと定められていることから、通常設計協議は行われない。

設計協議が必要な場合とは、宅造協議で協議済みである設計指針及び標準構造図によらない場合であり、事務取扱要領第7条で定める別表4に具体的な設計協議対象が掲げられている。別表4には、歩行者専用道路の整備などが規定され、設計協議の対象とすることが定められているが、区画道路の整備については定まっていない。

したがって、区画道路については、あらかじめ横浜市と公団で協議して定めた設計指針及び標準構造図によって整備され、ほかに設計協議を必要とする規定もないことから、設計協議は行っておらず、本件申立文書は作成し、又は取得しておらず保有していないため非開示とした。

(ウ) 申立人は、着工届を認めるということは着工届図面に示された道路の設計も認めるということであるため、着工届の数だけ道路の設計が存在すると主張し、根拠として、設計協議番号が付けられているとする道路工事検査済書（平成3年1月30日 都港建第1035号）を意見書に添付しているが、申立人が設計協議番号と主張する番号は仮に付されている路線番号であり、申立人の主張には理由がない。

ウ 当審査会において前述の実施機関の説明を踏まえ、以下検討する。

(ア) 事務取扱要領第1条において、全体協議（その2）を申し出る際に道路設計指針及び道路標準構造図を添付図書とすることが定められており、当審査会において港北ニュータウン第二地区の宅造協議（その2）の際に公団から提出された「宅地造成に関する工事の協議申出書（昭和53年9月30日 第52規1134号）」を見分したところ、道路設計指針及び道路標準構造図が添付され、決裁済みであることが認められた。

また、造成協定第4条において、道路の設計は設計指針及び標準構造図によるものと定められていることが確認された。

これらのことから、道路の設計については、協議済みである設計指針と標準構造図によるものと定められていたため、原則として道路の設計に関する協議は行わなかったとする実施機関の説明に特段不合理的な点を認めることはできなかった。

(イ) 事務取扱要領第7条は、「造成工事に係る設計協議対象は別表4に掲げるものとする。」と規定され、別表4のうち関係局を道路局及び都市整備局とする事項として、地区界道路の整備、取付け道路の整備、道路照明施設、占用物件、道路構造物としての擁壁及び歩行者専用道路の整備等が規定されている。

(ウ) 別表4によれば、実施機関の説明どおり、歩行者専用道路の整備については設計協議の対象として規定されているが、区画道路そのものの整備については設計協議の対象として定められていないことが認められる。

なお、別表4には、区画道路に関するものであっても、道路構造物としての擁壁などは設計協議の対象として定められていたため、これらを含め、再度、実施機関に対し、本件請求年度及び地区における区画道路に関する設計協議図書を検索するように求めたところ、当該文書は存在せず、文書件名簿など設計協議関係文書の存在を確認することができる文書も存在しなかったとの説明であった。当審査会としては、このような実施機関の説明を覆すような確証を得ることはできず、本件申立文書が存在することを推認させる事情も認めることはできなかった。

(エ) したがって、本件申立文書が存在しないとする実施機関の主張に特段不合理的な点を認めることはできなかった。

#### (4) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年11月12日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成15年11月21日 (第24回第一部会) 平成15年11月28日 (第24回第二部会)	・諮問の報告
平成17年4月8日 (第292回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成17年6月24日	・異議申立人から意見書を受理
平成17年6月24日 (第65回第二部会)	・審議
平成17年7月8日 (第66回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成17年8月12日 (第68回第二部会)	・審議
平成17年8月26日 (第69回第二部会)	・審議
平成17年9月9日 (第70回第二部会)	・審議